

規則様式第3（規則第7条関係）

※受理年月日	福岡県 中津振月 日
※受理番号	-6.9.19
※備考	第 号

変更届出書

令和6年9月19日

福岡県知事 殿

西日本鉄道株式会社
代表取締役社長執行役員 林田 浩一
福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 大規模小売店舗の名称および所在地

名称 レイリア久留米
所在地 福岡県久留米市東町316番地2号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

(変更後) 開店時刻 午前7時

3 変更する年月日

令和6年9月20日

4 変更する理由

当該施設の大幅リニューアル計画に伴い、鉄道およびバス利用者を含めた店舗利用客のニーズに答え、更なる利便を図るため。